

中国税務速報

2020年6月15日

1. 財政部 税務総局 小規模納税の増値税減免期間の延長に関する公告

個人事業主及び零細企業の業務再開について、更に支援するため『財務部 税務総局 個人事業主の業務再開を支援するための増値税政策に関する公告』(財政部 2020年第13号公告 以下『税務総局第13号公告』と略称します)に規定される優遇税制政策の実施期間を2020年12月31日へと延長します。

税務総局第13号公告の主な内容は次のとおりです。2020年3月1日から5月31日まで、湖北省の小規模納税者を対象に、増値税率3%が適用される売上高については増値税を免除します。3%の予定納税率が適用される予定納税増値税項目については、暫定的に予定納税を停止します。湖北省を除く省・自治区・直轄市の小規模納税者を対象に、増値税率3%が適用される売上高は、1%に税率を軽減したうえで増値税を徴収します。3%の予定納税率が適用される予定納税増値税項目については、1%に税率を軽減したうえで増値税を予定納税することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5149526/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145325/content.html>

2. 商務部 2020年1-4月の全国の外資導入状況

2020年1-4月の全国の外資導入は、新型コロナウイルス流行の影響により、前年比6.1%減の2,856.5億元(前年比8.4%減、413.4億米ドルの銀行・証券・保険業界のデータは含みません。以下同じ。)となり、減少幅は第1四半期より4.7%減となりました。4月単月の全国の外資導入は703.6億元で前年比11.8%(同、前年比8.6%増、101.4億米ドル)増加となりました。

2020年1-4月のハイテク産業における外資導入は、前年比2.7%増加となりました。なかでも情報サービス、eコマースサービス、専門技術サービスについては、それぞれ前年比46.9%、73.8%、99.6%の増加となりました。

2020年1-4月における、主要経済地域別では、一帯一路沿いの国々が前年比7.9%増加し、なかでもASEANは前年比+13%増加しました。一方、ヨーロッパは前年比29.1%減少となりました。

http://www.fdi.gov.cn/1800000121_33_13375_0_7.html

3. 財政部 税務総局 集積回路設計企業及びソフトウェア企業の2019年度法人所得税の確定申告に適用される政策に関する公告

財政部、税務総局は2020年5月29日、集積回路設計企業とソフトウェア企業の2019年度法人所得税の確定申告に適用される政策に関する公告を公布しました。具体的な内容は以下のとおりです。

- 一、法律に基づき適切に設立され要件を満たす集積回路設計企業とソフトウェア企業は、2019年12月31日までの会計年度について優遇期間を計算し、第1年目から第2年目までは企業所得税を免除、第3年目から第5年目までは25%と税率を半減し、企業所得税を徴収します。
- 二、第一条の「要件」とは、『財政部 国家税務総局のソフトウェア産業と集積回路産業の発展をさらに奨励する企業所得税政策に関する通知』(財税〔2012〕27号)と「財政部 国家税務総局 発展改革委員会 工業情報化部 ソフトウェア産業及び集積回路産業の企業所得税優遇政策に関する通知」(財政税〔2016〕49号)に定められている条件を指します。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5150614/content.html>

4. 国家市場監督管理総局『外商投資企業授權登録管理弁法（公開草案）』の意見募集に関する通知

『中華人民共和国外商投資法』、『中華人民共和国外商投資法実施条例』などの法律規定を実行するため、国家市場監督管理総局は『外商投資企業授權登録管理法』を修正した上で、『外商投資企業授權登録管理弁法（公開草案）』を公布し、2020年4月15日から意見を募集します。

(1) 『外商投資企業授權登録管理弁法（公開草案）』の主な内容

外商投資企業授權登録管理制度は、『中華人民共和国外商投資法』（以下『外商投資法』と略称します）及びその実施条例『中華人民共和国外商投資法実施条例』（以下『外商投資法実施条例』と略称します）に基づき制定されます。外商投資法実施条例は、外商投資企業登録機関及び授權の規定を明確にし、また『外商投資企業授權登録管理弁法（公開草案）』は前述の内容に対してより詳細に規定するものです。主な内容は以下のとおりです。

- ① 外商投資企業登録管理の権限は、国家市場監督管理総局または国家市場監督管理総局から授權される地方人民政府市場監督管理部門に属します。
- ② 登録管理授權申請の条件、申請、授与手続、授与対象（地方市場監督管理部門。以下同じ）の権限及び要求
- ③ 登録管理委託権限及び要求
- ④ 登録管理の監督

(2) 『外商投資企業授權登録管理弁法（公開草案）』と『外商投資企業授權登録管理法』の主な違い

現行の『外商投資企業授權登録管理法』（以下、2016年改正と言います。）は2016年の改正です。『外商投資企業授權登録管理弁法（公開草案）』（以下、公開草案と言います。）と2016改正の主な違いは以下のとおりです。

① 適用範囲

公開草案に適用される外商投資企業の定義は外商投資法により規定されます。本弁法でいう外商投資企業は、全部または一部が外国投資者に投資され、中国の法律に従い、中国国内において登録・設立される企業を指します。（第二条）

② 登録機関

公開草案は、「国家市場監督管理総局から授權されない場合、外商投資企業登録管理を実施する、あるいは実質的に実施してはならない（第三条）」との規定を強調します。

③ 被授權局情報公布

公開草案は、国家市場監督管理総局の公式サイトを通じて被授權局リストを取得できることを明確にしました。同時に、未公布の機関は関連登録管理を実施してはならないことを明確にしました（第七条）。

④ 登録要求

公開草案は、被授權局の登録作業を『外商投資法』に基づき、調整を行いました。外資参入前の国内待遇とネガティブリストの管理制度の実施します。またそれ以外の分野における企業に対しては内外平等の原則をもって登録し、ネガティブリストに該当しない企業に対しては登録してはならないとしています。（第九条）

⑤ 不当な行政行為を取り消すことのできる主体

2016年改正により、上級登録機関は直接、下級の被授權登録機関の不当な行政行為を取消することができると規定していますが、公開草案によると、取消の権利は国家局に属することになります。国家局以下の上級機関は下級の被授權登録機関の不当な行政行為に対し、取消の提案権のみを有しています。（第十二条）

中華人民共和國商務部 2020年5月14日に公布した情報によると、上記弁法は2020年7月1日より実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5148057/content.html>

5. 第13期全国人民代表大会（全人代）第3回会議 《中華人民共和國民法典》を可決

2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回会議は《中華人民共和國民法典》を表決し、可決しました（以下、『民法』と略称します）。

新たに編纂された民法草案は総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、継承編、侵害責任編の計7編1260件で、これに附則がつきます。そのうち、注目すべき内容は以下の通りです。

一、建築物及びその付随施設の補修資金の調達・使用状況を定期的に公表すべきことを明らかにしています。また管理者が電力供給、給水、熱供給、ガス供給などを停止して物件費の支払いを促すことを禁止しています。

二、セクハラ防止規定を整備し、“テキスト、画像”をセクハラの認定範囲に組み入れています。また高所からの落下物の規定を整備し、建築物内から物を投げたり、建築物から落ちたりして他者に損害を与えた場合、公安などの機関は法に基づき速やかに調査し、責任者を明確にすることとしています。

三、地面が陥没し人が負傷するなど、建築物、構築物またはその他の施設の倒壊、陥没による他者に損害を与えた場合は、建設会社と工事会社が連帯責任を負うなど、他者の原因による倒壊、陥没の権利侵害責任について規定を定めています。

1954年に民法が起草され、2014年に民法を編纂することが明示的に提案され、2019年に民法草案が確定し、2020年5月28日に全国人民代表大会で「中華人民共和國民法」が採択されて以来、60年以上の試行錯誤の末、中国で初めて「法典」と名づけられた法律が誕生しました。法制度の基本的な位置を占め、市場経済の基本法でもあります。

民法は2021年1月1日から施行され、現行の婚姻法、継承法、民法通則、養子縁組法、保証法、契約法、物権法、権利侵害責任法、民法総則は同時に廃止されます。

http://www.xinhuanet.com/politics/2020-05/28/c_1126045061.htm

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml>